

○大府市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を実施する事業所に対し、共同生活援助の経営の安定化及びその新規参入の促進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市障がい者共同生活援助事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 補助金の交付の対象となる事業所は、法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所（運営主体が、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 共同生活援助を実施する事業所の所在地が愛知県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (2) 共同生活援助を実施する住居の所在地が愛知県内にあり、当該住居の利用定員が9人以下であること。
- (3) 本市が法第19条第1項に規定する支給決定を行った者が利用していること。

(補助基準単価等)

第3条 補助金の補助基準単価、補助対象日数、補助対象経費及び補助金の額の算定方法は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成19年7月分の共同生活介護等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行し、平成23年4月1日以後の共同生活介護等に適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行し、同年4月1日以後の共同生活介護等に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行し、同年4月1日以後の共同生活援助に適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以後の共同生活援助に適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の共同生活援助について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の共同生活援助について適用する。

別表（第 3 条関係）

区 分	障害支援区分 4～6	障害支援区分 3 以下
補助基準単価	利用者（本市が法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をした者）1 人 1 日につき 2, 290 円	利用者（本市が法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をした者）1 人 1 日につき 1, 297 円
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「土日休日」という。日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。）並びに日中活動サービス事業所又は利用者が就労する事業所の休業日をいう。）の日数。ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	共同生活援助に要する給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等の経費	
補助金の額の算定方法	利用者に係る補助基準額（補助基準単価×補助対象日数）の総額と利用者に係る補助対象経費の総額のいずれか低い額	